

新年の交通安全について

防災交通課から



新年の始まりは、車を使用する機会が多くなることから、路面凍結によるスリップ事故や視界不良による接触事故等の危険が増えます。スピードダウンや全席シートベルト着用、早めのブレーキなどの冬道にあった運転を心掛けましょう。

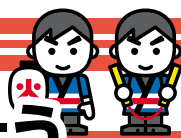
また、1月はお酒を飲む機会が増える時期です。

車を運転する場合は、お酒を勧められても絶対に断りましょう。または、ハンドルキーパーを決め、送迎を依頼することが大切です。

「無事故、無違反」を心掛け、良い1年にしましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2117）

火災のない明るい 一年を過ごしましょう



消防署から

火災の多くは「ついうっかり」や「ちょっとなら大丈夫」などの気の緩みから発生しています。

1年のスタートとともに防火に対する意識を新たにされ、火災のない明るい1年を過ごされますよう、今後とも防火にご協力をお願いします。

この時期に多い火災予防注意点

家畜用ヒーター

- 牛が接触しない位置に設置し、落下しないようしっかり固定する。
- 安全装置付きのものを使用し、正常に作動するか確認する。
- 投光器をヒーターとして使用しない。

ストーブ

- 洗濯物等を上に干さない。
- ポータブルストーブのキャップの緩みによる漏れやガソリンの誤給油に注意する。

水道管電気解氷機

- ステンレス製の金具や継手は数秒で数百度まで温度が上がります。壁内にどんな金具が付いているのかわかりません。解氷作業はできるだけ専門業者に依頼してください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200

行政相談出前講座



「手書きのイラストによる事例紹介」

11月17日(金)に、本町の行政相談委員が、上春別小学校で行政相談出前授業を行いました。

授業のまとめはクイズ形式で行われ、「行政」の役割について、分かりやすく学ぶことができました。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

町民課から

人権教室開催

12月13日(木)に根室人権擁護委員協議会主催による「人権教室」が上西春別中学校で開催され、人権に関わる「スマホの安全な使い方」について、ビデオ上映を行い、本町の人権擁護委員が中学生にネット社会の危険性などを伝えました。



問合せ／町民生活担当（内線1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その36

【お願い】「プラスチック製の容器包装」に危険物等を入れないでください

12月に収集した「プラスチック製の容器包装」ごみの中に、注射器やライターなどの危険物が混入していました。

危険物の混入は、分別作業において大変危険であるだけでなく、1つでも混入するとリサイクル工場に引き渡すことはできません。

また、かんやびんなどの混入も見受けられました。

いま一度、ごみ出しルールの確認をお願いします。

混入されていた危険物等



家畜用の注射器は、「産業廃棄物」です。産業廃棄物収集許可業者や獣医師等にご相談ください。



電池や電球、ライターは「危険ごみ」です。ガラスやかみそり、割れたびんは「もえないごみ」です。



「びん」は黄色の指定ごみ袋、「かん」は緑色の指定ごみ袋に入れてください。



商品そのものがプラスチックの場合は、「もえないごみ」となりますので、青い指定ごみ袋に入れてください。

荒天時の収集について

大雪などの悪天候時は、事故防止のため、ごみを収集しません。ご理解とご協力をお願いします。

なお、収集日が月1回である「もえないごみ」「粗大ごみ」等の収集については、代替日を設けます。町ホームページを確認するか、下記担当までお問い合わせください。

今年のごみ減量大作戦「重点目標」

- 重点目標1 生ごみの水切りを徹底しましょう
- 重点目標2 家庭での食品の食べ切りを徹底しましょう
- 重点目標3 外食時にも食べ残しのないようにしましょう

問合せ／町民生活担当
(内線1212・1213)

し尿のくみ取りのお知らせ

2月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。2月にくみ取りが必要な方は**1月20日**までにお申込みください。

すぐにくんでほしいなどの急な申込みは、先に申込みをしている方に大変迷惑をかけることになります。槽が一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申込みをお願いします。



ご協力をお願いします。

冬期間は、くみ取り口付近に雪が積もり、くみ取りが行えない場合があります。くみ取り口付近の除雪をお願いします。

なお、家庭廃水については、3月までくみ取りを行いません。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

新成人の皆さんへ 20歳になったら 国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金の ポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）、釧路年金事務所 TEL 0154-61-6000

福祉課から

ヘルプマーク・ヘルプカードの配付について

町では1月9日(火)からヘルプマークおよびヘルプカードの配付を開始します。

1 ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

ヘルプカードとは、障がいのある人などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示することで、手助けを求めるものです。

2 配付対象者

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などで、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方

●ヘルプカード

障がいなどにより、周囲から手助けが必要な方



3 配付場所等

福祉課および各支所において配付します。その際、所定の申込書に氏名等を記入していただきます。（代理の方の申込も可能です。）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線 1311）



ヘルプマークを身に
着けた方を見かけた場合は、
電車・バス内で席をゆずる、困っ
ているようであれば声をかける
等、思いやりのある行動をお
願います。

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあいセンター
1月	11日(木)	16日(火)	23日(火)
2月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL 79-5500（直通） 役場 1 階福祉部内

商工観光課から

『ふるさとの森』整備工事および間伐作業に伴う通行止めについて

ふるさとの森の遊歩道整備工事および間伐作業を行うため、作業の内容により遊歩道が一部または全面通行止めになります。

歩行者に危険が及ぶ作業を行う場合は、遊歩道内の該当区間に通行止め等の注意看板を設置しますので、立ち入らないようお願いします。

また、天候や工事の進捗により通行止め区間が変更となる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

■場所 ふるさとの森 遊歩道内

■期間 平成30年3月31日(木)まで

■時間 午前7時から午後5時

問合せ／観光・交流担当（内線1622）



- 平成29年11月27日から12月30日まで 一部または全面通行止め
 - 平成30年1月9日から3月31日まで 全面通行止め
 - 平成30年1月9日から3月31日まで 一部または全面通行止め
- 冬期は■と■の部分のみ除雪しております。

上下水道課から

水道の凍結等は、指定店へ相談を

水道の凍結や漏水等でお困りの際には、次の指定店に相談してください。

指定店名	連絡先	指定店名	連絡先
協和建設工業(株) (別海旭町)	75-2240	阪口水道 (中春別)	76-2977
中島電器商会設備工事部 (別海旭町)	75-2513	高和設備工業(株) (中標津)	73-2711
木嶋プロパン (別海寿町)	75-3242	(株)三和設備工業 (中標津)	72-1548
(有)星山設備工業 (別海常盤町)	75-3968	(株)ナカセツ (中標津)	77-9442
畠沢ほっけん(株) (別海緑町)	75-2423	渡辺配管(株) (中標津)	72-8577
(株)ほくえい (別海)	75-3498	(有)細谷設備 (計根別)	78-2626
(有)住友設備工業 (西春別駅前)	77-2463	(株)ホクショウ設備 (標津)	85-2552
(株)竹崎工業 (西春別駅前)	77-2144	(株)渡部設備 (標津)	82-2722
(株)高橋工業 (中春別)	76-2046		

問合せ／管理担当（内線4514）